

## 平成 22 ( 2010 ) 年度 事業方針

### 1. 環境認識

たばこを取り巻く環境は年々厳しさを増しつつある。

成人人口の減少が継続し、喫煙機会の制約が増す中で、喫煙人口は減少しており、たばこの消費需要は経年的に減少を続けている。

#### ( 1 ) たばこ税の引き上げ

政府は平成 22 年 ( 2010 年 ) 度税制改正大綱において、たばこ税を一本当 3.5 円引き上げるとする大幅増税を決定した。一時にこれだけ大幅な増税を行うことは先進諸国においても先例がなく、たばこ市場への影響は極めて大きいものになることが危惧される。加えて、密輸や偽造等の不法取引発生も懸念されることから、協会としては政府に適切な防護措置をとるよう要請したところである。

また、政府は同税制改正大綱の中で、たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があるとして、その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について新たな枠組みの構築を目指すとしている。

#### ( 2 ) 世界的なたばこ規制

平成 17 年 ( 2005 年 ) WHO 「たばこ規制枠組み条約 ( FCTC ) 」が発効した。業界はこれまでに、「製造たばこに係る広告、販売促進活動及び包装に関する自主規準」の改訂の実施、「成人識別機能付自動販売機 ( taspo ) 」の導入により、同条約に基づく国内の法令改正等に適切に対処してきている。WHO は、同条約の発効後も、これまでに開催された締約国会議において、種々のたばこ規制に関するガイドラインを採択している。平成 22 年 ( 2010 年 ) に開催される第 4 回締約国会議においても、新たなガイドラインの採択が想定される。

#### ( 3 ) 国内におけるたばこ規制 ( 受動喫煙対策 )

国内においては、平成 15 年 ( 2003 年 ) の健康増進法の施行以来、受動喫煙対策について官民で種々の対策が取られ、公共的施設や事業所での禁煙・分煙が進んでいる。

厚生労働省は、平成 22 年（2010 年）2 月末、健康局長名で都道府県等に対し、受動喫煙防止対策に関する通知を発出した。この通知においては、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、“公共的な空間は原則全面禁煙”とする一方で、全面禁煙が極めて困難である施設については、“喫煙可能区域の設定等の対策を求めたうえで、将来的には全面禁煙を目指す”としている。また、「職場における受動喫煙防止対策」のありかたについても、労働安全衛生法の改正を視野に入れた検討が行われている。

なお、平成 22 年（2010 年）4 月から、神奈川県において、全国で初めてとなる、屋内の公共的施設における受動喫煙防止条例が施行される。

#### （４）未成年者の喫煙防止

未成年者喫煙防止は、協会として取り組んできた重要事項である。業界が平成 20 年（2008 年）7 月に全国導入を完了させた、成人識別機能付自動販売機（taspo）については、自動販売機売場における未成年者のアクセス防止に一定の成果を挙げている。一方で、対面販売売場での対応強化を求める声が高まってきている。これに対し、協会では、平成 21 年（2009 年）度より、「未成年者喫煙防止強化月間」を設定し、各関係団体との連携を強化して、たばこの対面販売場所、及び未成年者が多く集まる施設での活動を強化している。

## 2. 事業方針

### (1) 重点方針

#### 未成年者喫煙防止

協会では、「成人識別機能付自動販売機 (taspo)」に加えて、たばこの対面販売場所、及び未成年者が多く集まる施設における啓発・訴求の強化を図るべく、昨年度より「未成年者喫煙防止強化月間」を設定し、各関係団体と協力しての活動を開始した。今後も、両施策の連動性をより高め、社会に対して、未成年者喫煙防止の重要性を訴える取組みを続けていく。

#### 規制対応

##### ◆ 包括的なたばこ規制

政府は、たばこ事業法の改廃や継続的なたばこ税引き上げなどを打ち出しており、包括的なたばこ規制のあり方についても議論がなされると想定される。協会としては、たばこが公正に扱われるよう、機会をとらえて業界の意見を発信していく。

##### ◆ 受動喫煙防止を目的とした規制

受動喫煙防止を目的とする条例等が策定される場合には、規制の内容が喫煙者と非喫煙者の共存をはかることのできるバランスのとれたものとなるよう、機会をとらえて要望していく。また、関係団体と協力して、現実的な受動喫煙防止対策の実施を支援していく。

#### 喫煙マナー啓発施策

喫煙者と非喫煙者の共存できる社会の実現を目指すにあたり、業界として、喫煙マナー向上を図るための啓発活動について、継続的に取り組んでいく。

## ( 2 ) 具体的な活動

### 未成年者喫煙防止

#### I. 成人識別機能付自動販売機 ( taspo )

- ✓ 申込み支援体制の維持 ( taspo ステーション/Web 改訂 )
- ✓ 未成年者喫煙防止施策への共感の維持

#### II. 未成年者喫煙防止強化月間 ( 7 月 )

- ✓ たばこの対面販売場所、及び未成年者が多く集まる施設での訴求〔各関係団体との協働〕
- ✓ 全国各地での小規模イベント実施による訴求〔全国たばこ販売協同組合連合会との協働〕
- ✓ 学校ポスターキャンペーンの継続実施

#### III. その他

- ✓ 全国たばこ新聞への啓発広告出稿

### 規制対応

- ✓ 適切なタイミングでの業界意見の発信
- ✓ 飲食店等の店頭への喫煙ポリシー表示の推奨

### 喫煙マナー啓発施策

- ✓ マナーキャンペーンの継続〔鉄道会社との協働〕
- ✓ 美化行政への協賛 ( 携帯灰皿の提供等 )

### TIOJ 自主規準の運用

- ✓ 環境の変化に留意したうえでの、適切な規準のあり方についての不断の検討
- ✓ 必要に応じた、関係省庁との意見交換の実施

### T/N 値測定

- ✓ TIOJ 標準測定法・検定実施要領に基づいた、T/N 値測定業務の適切な実施

### その他

- ✓ 販売実績の集計・発表

- ✓ 会員社間情報交換
- ✓ 公益法人制度改革への対応